

【IFA 日本支部総会 記念講演】

## BEPS によって何が変わったか

一橋大学准教授 (IFA 日本支部理事)

吉村 政穂

## IFA 年次総会テーマの最近の動向, 及び IFA スペイン支部セミナー(ポスト BEPS 時代の租税回避)の紹介

早稲田大学大学院教授 (IFA 日本支部理事, 本部 PSC メンバー)

青山 慶二

はしがき 本稿は, 平成28年3月2日の IFA 日本支部総会に際して行われた掲題の講演をとりまとめたものである。当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

なお, 記念講演に先立ち青山早大教授 (IFA 日本支部理事, 本部 PSC メンバー) から IFA 年次総会テーマの最近の動向や PSC での議論をご紹介頂いたのであわせて掲載している。



国際課税

### IFA 年次総会テーマの最近の動向, 及び IFA スペイン支部セミナー(ポスト BEPS 時代の租税回避)の紹介



早稲田大学大学院教授

(IFA 日本支部理事, 本部 PSC メンバー)

青山 慶二

IFA PSC (常設研究企画委員会) メンバーの青山です。IFA の本部の中で, 年次総会の研究テーマの確定や, 総会で行われるパネル討論

をどのように構成し運営していくのかなどという, 専ら研究企画領域の委員会を担当させていただいています。

### 1. 年次総会のテーマの動向等

各年次総会のテーマについて, 最近の傾向を申し上げますと, BEPS プロジェクトに関係するテーマをやりたいという希望が, それぞれの開催国から出てきています。その中から, 2015.10の BEPS 最終報告書とその後の各国の対応ぶりを十分に反映できるということで, 2017年のリオデジャネイロ大会が, BEPS 成果の棚卸の役割を受け持つ榮譽を獲得しました。第1テーマが, BEPS を棚卸しするという意味で「BEPS and taking stock」となっています。

なお, 第2テーマとして「The Future of Transfer Pricing」が選択されましたがこの背景を簡単に紹介します。

ご案内のとおり, ブラジルは移転価格につい

て独自の制度を持っている国ですので、このテーマの採択には思い入れがありました。ただ、BEPSでも移転価格の課題を行動8～10、及び13で取り扱っているの、それに重ねてFuture of Transfer Pricingをどのように構成するかが大きな問題になります。Future of Arm's Length Principleという選択肢も議論されましたが、そうすると議論の広がりや欠くということで、より広いFuture of Transfer Pricingで決定されました。

毎年、年次総会では2つのサブジェクトの議論に加えて多くのセミナーが配置されます。セミナーはサブジェクト本体と関連するテーマのほかにOECD、EUなどの動向を議論するもの、あるいはジャッジセミナーと呼ばれる裁判官が出席する判例検討重点のセミナーもありますが、いずれもパネルディスカッションの形で運営されます。例えば2016.9のマドリッド大会では10、リオデジャネイロでは12セミナーが計画されています。

## 2. 2016.2のスペイン支部セミナーに参加して

今年2月のPSC準備会合では、IFAスペイン支部が「BEPS後の租税回避とアグレッシブな租税計画」というテーマで、約2時間のセミナーを開催しました。その内容を紹介させていただきます。出席者は40～50人でしたが、そのうちの3分の2がスペイン支部のIFA会員で、残りの3分の1がわれわれPSCのメンバーでした。

主なスピーカーやパネリストは、スペインの国税庁職員のほか、PSCのメンバーになっている各国の著名な研究者或いは実務家の方々でした。

なお、セミナーといいましても、スピーカーはすべてノンペーパーの口頭ベース発言でした。それ故に自由な発言もあり興味深いものでしたが、私が聞き漏らしたところにもっと有益な情

報があったかもしれません。その点はお許し願いたいと存じます。

### (1) Sanchez 課長のプレゼンテーション

まず、最初の30分間、スペインの内国歳入庁税調査部門のSanchez 課長が、BEPSを受けての財務省・歳入庁における取組みを詳しく説明しました。執行面での施策に加えて税制改正の方もカバーしましたが、全体としてスペインはBEPSの提言に基づく施策を、透明化推進という方針の下で着実に実施しつつあると強調していました。

例として、①国別報告書の提出についての法制化②共通情報交換基準に基づく情報交換体制の整備、③CFC税制の改正、④移転価格税制の国内法にOECD移転価格ガイドラインを参照する旨の明記、⑤BEPSの提言の中にあった租税条約関係の整備への着手などです。なお、④については、国内法にそれを明記すると、裁判規範として正式にリファレンスできるので大きな進歩だという説明がありました。

### (2) Weeghel 教授のプレゼンテーション

続いて、PSC議長のStef van Weeghel教授がBEPSの現状と、それに対する本人のコメントを30分程度プレゼンしました。Weeghel氏はアムステルダム大学の教授で、PwCのグローバル税政策のリーダーも担当しています。

その中では、BEPSプロジェクトの事務上の3つの特徴について触れています。既によく紹介されていることですが、OECD/G20の広がりや新興国の直接参加を含めて今回議論が行われたことがまず有意義であったこと、次に、更にOECD/G20の枠を超えて、BEPSに取り組む地域ごとの途上国ネットワークの広がりを挙げています。例えばアフリカ・アジア・中南米の地域単位での活動です。その際には、途上国の能力向上の観点にも焦点が当たった旨、紹介されました。

さらに、米国議会等でどのような意見が表明

されているのか、EUのタックスルーリングに対する対応や情報交換、GAAR（一般的租税回避否認規定）のディレクティブについてのコメントもありました。その他に、NGOと政治家による反応を受けた納税者の対応の例として、新聞報道にもあった英国の歳入庁とGoogleによる合意の紹介がありました。

また、パテントボックスへの対応での英独の合意に関しては、イギリスが2021年までのグランドファザリング（猶予期間）を勝ち取ったと紹介しています。イギリスは今回のBEPSでうまくやったのではというニュアンスだったと思います。

最後に、BEPSがこれだけ厳しくなってくると、税の専門家の仕事なくなるのではないかと心配している人がいるけれど、自分はそうは思わない、むしろこれから増えると確信していると締めくくりました。ただし、今までと違ってプランニングも経済実質主義に基づかなくてはならないので、しっかりした見識とノウハウを持っていないとこれからは税のアドバイザーとして評価されないとの警告を付加していました。

### ③ ラウンドテーブルディスカッション

残りの1時間はラウンドテーブルディスカッションで、スペイン支部を代表するPSC委員のGomez氏が司会を務めました。スピーカーはイギリスのPhilip Baker教授、IFA議長のPorus Kaka氏、OECDの租税条約担当チーフのJacques Sasseville氏、PSC副議長でカナダの有名な国際租税の専門家のScott Wilkie氏です。このように非常にハイレベルな方々が、フリーディスカッションのラウンドテーブルに参加し、自由にBEPSについてコメントを行いました。

Kakaさんはインド出身ですが、注目すべきは、今回のBEPSでは多国籍企業の租税回避を扱ったけれど、地下経済（ブラックエコノミー）の問題が手付かずになっていると指摘されました。なお、インドから見て関心のある、

身近なタックスヘイブンのモリシャスや香港は、今回のBEPS後どうなるのかという質問には、生き残るだろうとコメントされています。

カナダのWilkieさんは、今回のBEPSのプロポーザルを経済的実質主義に戻ったと解釈する向きが多数派だが、自分は必ずしもそうは思わない、むしろ法人の所得分配について法的実質主義の下で捉え直したとも考えられるのではないか、それは情報開示が追加されたことにも見て取れるという解釈を指摘されています。

Jacques Sassevilleさんは、今回のOECDのワークについて肯定的なコメントをしました。今回のBEPSは、1998年に始まったForum on Harmful Tax Competition（租税競争フォーラム）の最終的な成果物になる、情報交換の成果や、フォーラムがタックスヘイブンと戦ってきた成果の到達点として位置付けるべきだということです。そして今回は、BRICSが同じテーブルについて、同じ船に乗っているところに大変意義があり、行動13が最大の成果だというコメントをしています。

Bakerさんは、PEの濫用についての調和の意義に触れました。ヨーロッパではZimmer判決などで、コミッショネアについて取り扱いがいろいろ議論されていた中ですので、その意義が大きいとの趣旨です。Googleの自主納税のケースについては、従来の意義ではPEは存在しないので、今回のGoogleと内国歳入庁の解決は個別的で例外的ではないかというコメントをしています。

以上のとおり、約2時間ではありましたが、非常に密度の濃いセミナーであったと思います。以上です。

## BEPS によって何が変わったか



一橋大学准教授 (IFA 日本支部理事)

吉村 政穂

### はじめに

私からは「BEPS によって何が変わったのか」というテーマでご報告したいと思います。BEPS については、私よりも詳しい方がこちらに多くいらっしゃいますので、BEPS プロジェクトの進展を受けて私がどういったことを考えているかを皆さまにお示しし、ご意見を頂戴して、自分の考えをまとめるのに役立てたいと考え、いくつか大雑把な話をさせていただきます。

### 1. BEPS プロジェクトをめぐる状況

BEPS プロジェクトをめぐる状況は、既に皆さまご存じかと思います。1つ目のポイントとして、国際課税ルールの形成をどこが行うかというフォーラムの問題があります。この点で、BEPS プロジェクトはエポックメイキングなプロジェクトだったと考えています。

従来から OECD が中心となって、特に先進国間での国際課税ルールを形成してきました。ところが、最近の動きとして、これに対抗すると申しますか、これと競い合う方向で国連が発言力を増してくる状況にあったかと思います。その背景に、いわゆるエマージングマーケットと呼ばれる新興国および途上国が経済成長して

いき、グローバル経済の中に取り込まれていくという動きがありました。その中で、国際社会の中で途上国・新興国がどうやって発言力を確保していくか、さまざまな政治的ダイナミクスがあったと認識しています。

特に BRICs/BRICS と呼ばれるブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカは、それぞれの国で OECD に対する立ち位置が異なるものの、BRICS として協力関係を強め、国際的な場面で共に行動していく動きが見られました。特にインド、中国、ブラジルは、従来から OECD と距離があったので、OECD によって形成されてきたルールに挑戦するという役回りを演じていたと認識しています。

税の文脈ですと、先進国に対して、源泉地国として、途上国の利益を代表する形で既存の国際ルールを揺さぶる存在だったと思います。その好例として挙げられるのが、国連の移転価格マニュアル作成プロジェクトにおいて、例えばロケーションセービングに関する言及がなされたことや、第10章の特定国の実践例として掲げられた BRICS の例でしょう。例えばブラジルが固定利益率に基づく独立企業間価格の算定を示し、中国は、ロケーションスペシフィックなアドバンテージを考慮した移転価格税制の適用手順を示す、といった刺激的な記述が関心を集めました。

特に移転価格税制の分野において、OECD と国連におけるルール形成のギャップが問題視される状況にありました。新興国の動きが従来の OECD の系譜と調和し得るのか、両者の関係はどのようになっていくかが皆の関心の的であったのではないかと思います。

このような背景の下で、国際的な動向として、金融危機以降 G20 の首脳会合が定例化されました (2008 年 11 月～)。先進国と新興国を包摂した場で国際協調に向けた議論が行われるという枠組みが試みられ、かつ一定の成果を収めて、現在ではそれが確立してきていると評価できると思います。



そして、多国籍企業の租税回避問題に対抗するために OECD の租税委員会が、2012年9月に税源浸食と利益移転に対処するためのプロジェクトを立ち上げます。この BEPS 行動計画については、OECD のみならず、G20による支持を得る形でプロジェクトを進めていくことになります（G20財務大臣・中央銀行総裁会議／2013年7月）。

さらに、その議論に当たっては、OECD 非加盟の G20メンバー8カ国も加えて OECD 加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加し得る枠組みを整えました。この8カ国の中には、BRICS の5カ国も含まれています。先ほどの青山先生のご報告の中で、BRICS も同じ船に乗っていたという紹介がありましたが、この G20を含めたメンバーで国際課税ルールが議論されたことは非常に大きな出来事であったと思います。

もう1つ忘れてならないのは、租税と開発（Tax and Development）という政策目標との関係です。租税と開発というイシューは、途上国支援の文脈で大きなテーマの1つになっています。国を運営するためには当然租税が必要ですので、租税収入を確保し、それを基に開発の基盤を整備していくことが、途上国が経済発展を続ける上で重要な課題になってきます。

OECD も、この問題には積極的に取り組んでいます。2010年にタスクフォース（Task Force on Tax and Development）を設置していますが、BEPS プロジェクトも途上国への働き掛けを重視する形で進められてきました。

ここでは第3回開発資金国際会議（2015年7月）で掲げられた、アディスアベバ行動目標の一部に言及しています。開発資金国際会議は、開発途上国の開発資金確保とその効果的な活用のための課題・方策について、首脳・閣僚レベルで議論するために国連が開催する会合です。

そこで掲げられた行動目標の中に、税に関する項目が幾つも見受けられます。

その第1はもちろん、国際的な税務協力を強化することです。特に途上国の税務行政のキャパシティビルディングをサポートし、それによって税のインフラを整えていくことがうたわれています。例えば昨年 OECD が、国境なき税務調査官（Tax Inspectors without Borders）の取り組みを始めたことが報道されました。それを強化するといったことも、このアディスアベバ行動目標で触れられています。

もう1つ、透明性を強化することが行動目標の中で強調されています。後で出てきますが、行動13の国別報告書を全世界レベルで実施することや、BEPS とは少し離れますが、金融口座情報に関する情報共有のネットワークの中に途上国をどう取り込んでいくかが課題だとうたわれています。

また、国連の税に関する専門家委員会（Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters）が従来から存在しています。この会合について、年に2回、各4日間に開催期間を増加することが決定されています。この文脈で申しますと、開発問題に携わっている NGO（例えば Christian Aid, Eurodad）は、国連の専門家委員会を国際機関に昇格させることを強く求めていました。彼らは、最貧国の意見を国際課税のルール形成に反映させるためには、包括的な国際機関を国連が持つ必要があると主張していたのです。

報道では、イギリス、アメリカといった先進国が反対して頓挫したといわれています<sup>1</sup>。実行可能性の点からも、一連の動きによって、BRICS も含めた G20 という1つの船が中心になって国際課税のルール形成が進められていくという方向が決定されたといえるのではないかと思います。

<sup>1</sup> E. g., Eliza Anyangwe, *Addis Ababa talks risk deadlock over UN agency for tax*, The Guardian (15 July 2015).

最後に取り上げるのが、先ほど公表された、BEPS実施のための包摂的枠組み（Inclusive framework）です。広く関心のある国に租税委員会における議論への参加を認めています<sup>2</sup>。先ほど申し上げたように、国別報告書の共有等に当たっては、全世界的に一貫した実施が重要であると強調されてきました。また、BEPSプロジェクト自体が途上国にとっても恩恵のあるプロジェクトであることは、OECDが、かねてから強調してきたところです。この訴え掛けを、どのように実施に結び付けていくかが注目されていました。

これについては、2月に非メンバー国を含めたフォーラムを形成することがうたわれています。BEPS対策に関心を有する全ての国を対象として、BEPS implementation forumへの参加を呼び掛けています。

先行例として、透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム（Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）がこれまで運営されてきています。これをモデルとして、BEPSプロジェクトのモニタリングを図っていくフォーラムだと説明されています。

このフレームワークの役割の1つは、ミニマムスタンダード実施のモニタリングです。BEPSプロジェクトの行動の中には、各国が必ず実施するミニマムスタンダードが幾つか提示されています。そのミニマムスタンダードの実施をレビューすることが、1つの使命になっています。

このフォーラムに参加することは、当然レビューのプロセスに参加することになります。さらにBEPSの影響の計測（行動11）や、行動1のデジタル経済に対する課題の検討のために、データを集めていくことが提言されました。そのデータ収集等にも関与します。

また、昨年のBEPSプロジェクト最終報告の段階で、その後の継続審議が必要な項目が残っています。宿題になっている、残りのBEPSのスタンダード設定のための作業に加わることができる点も、フォーラムに参加する意義といわれています。

条件として、フォーラムに参加する場合はミニマムスタンダードの実施が最低限必要です。それをクリアした後は、参加している各国は皆対等の立場で議論できることになっています。あとは、参加料（フィー）を払わなければいけないということです。第1回が6～7月で、日本の東京で開かれます。どれだけの国がそこに参加するかも気になるところです。

## 2. 議論の手続き

このようにG20で、BRICSを含めて、1つの船でBEPSプロジェクトの議論が行われてきたわけですが、その議論の手続きも過去のOECDの議論とは異なった面があるように思います。事務局はOECDで引き受けるわけですが、G20による支持及びエンドースメント（承認）によって国際的な規範性を主張するプロジェクトとして進められたことが影響しています。

参加メンバーは、先ほども触れたように、新興国を取り込んだ上で対等の立場で議論することになりました。従来はOECDのモデルか国連のモデルかで対立があったわけですが、BEPSプロジェクトの中にその対立が内包化されると思います。

後で見るように、これはコンセンサスを成立させる上で非常に厄介な問題になります。そもそも行動3或いは移転価格に起因する問題をめぐっては、先進国間でも対立があったところですから。加えて、源泉地国の課税権を強く主張する新興国も議論に参加するのですから、どのよう

<sup>2</sup> OECD, *Implementing the BEPS package Building an inclusive framework* (February 2016).

にコンセンサスを成立させるのかがBEPSプロジェクトの課題だったと思われます。その反映として、「BEPSパッケージ」の採用には合意がなされたわけですが、その具体的な行動については、どのレベルで合意が取れたのかに応じて、ミニмумスタンダードや共通アプローチ、ベストプラクティスに基づくガイダンスという形でグラデーションがある状況になっています。

もう1つは、手続き面でも非常に興味深い点があります。コンセンサス成立前の段階で討議草案を公開し、市中協議（パブリック・コンサルテーション）にかけられました。市中協議を通じて利害関係者の意見を反映させるというのは、EUのソフトロー制定過程ではよく見られるところです<sup>3</sup>。

当該プロジェクトを実施する際の技術的又は執行上の問題をあらかじめ知ること、最終的な成果物の質を高めるのに役立ちますし、審議のプロセスを公にすることによって、手続き的な正統性（procedural legitimacy）を高める効果も期待されているのではないかと思います。

BEPSプロジェクト自体は、OECD及びG20で一定のパッケージを提示し、それを各国が実施するわけですが、決定されたBEPSパッケージは特に法的な強制力を持っているわけではありません。ソフトローとして提示されます。それを各国或いは納税者が受容するに当たって、審議過程の公開が部分的に実現したことは非常に重要ではないかと思います。

### 3. BEPSプロジェクトの成果

繰り返しますが、BEPSプロジェクトはソフトローによる実施です。BEPSをパッケージと

して実施することに参加国はコミットしているものの、次にお示しするように、各行動の位置付けにはグラデーションがあるという点が重要です。

具体的にはミニмумスタンダード、共通アプローチ、ベストプラクティスに基づくガイダンスで、それぞれ項を立てています（資料4頁参照）。最終報告書とともに公開された税源浸食と利益移転に関する解説文<sup>4</sup>に基づいて、それぞれ説明したいと思います。

ミニмумスタンダードについては、次のように記述されています。

「ミニмум・スタンダードは、特に、一部の国が行動しないことが他国に（競争上の不利な影響を含む）負の波及効果を及ぼすような場面の問題に対応するために合意された。競争条件を平準化する必要性を認識して、…（特定の）分野で一貫した実施（consistent implementation）にコミットする。」

ある国の税制上の措置が他国の税収に影響を及ぼす波及効果（Spillover）は、BEPSに関する分析を行う上での1つのキーワードだったと思います。例えばIMFは、Spilloverに関する報告書を出しています<sup>5</sup>。各国がどういった税制を採用するかは主権の範囲内にあるわけですが、ある国の行動が他国に与える負の影響を防ぐために、国際的に一致した行動を取る必要があることを強調するために使われたキーワードです。

BEPSパッケージの中でミニмумスタンダードとされているのは、行動5、行動6、行動13及び行動14になっています。先ほどBEPS implementation forumに参加するには、ミニмумスタンダードを実施していなければならないと

<sup>3</sup> Hans Gribnau, *The Code of Conduct for Business Taxation: An Evaluation of an EU Soft Law Instrument*, in Dennis Weber et al, *Traditional and Alternative Routes to European Tax Integration* (IBFD, 2010), at91.

<sup>4</sup> OECD, *Explanatory Statement: OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project* (2015). 邦訳については、第24回税制調査会（2015年10月23日）資料「税源浸食と利益移転・解説文（仮訳）」を参照した。

<sup>5</sup> International Monetary Fund, *Spillovers in International Corporate Taxation* (2014).

申し上げましたが、この4つの行動を実施しなければいけないことになります。

もう1つが共通アプローチです。これについても、解説文の記述を読みます。

「ハイブリッド・ミスマッチに関する勧告や利子の損金算入に係るベスト・プラクティスについて、各国が、一般的な税制の方向性に合意した。これらについては、各国の税制が、合意された共通のアプローチの実施を通じて、徐々に収斂させていくことが期待され、これにより、将来、そうした措置をミニマム・スタンダードとすべきか否かに関する更なる検討が可能となる。」

つまり、一般的な方向性（general tax policy direction）については合意が取れているものの、具体的な実施措置についてはミニマムスタンダードではないということです。方向性自体は合意したけれど、具体的な中身の一貫した実施までは踏み込まなかったというわけです。ただし、各国が合意した共通アプローチを徐々に実施していくことによって、その中身が将来はミニマムスタンダードに転化するという期待が示されています。具体的には、ハイブリッドミスマッチに関する行動2と、損金算入に関する行動4が共通アプローチに該当します。

3つ目が一番弱いものになりますが、ベストプラクティスに基づくガイダンスです。

「ベスト・プラクティスに基づくガイダンスは、義務的開示制度や外国子会社合算税制の分野で対応しようとする国々を支援する。」

これは、特定分野で対応しようとする国々を「支援」するものです。そのため、合意の程度としてはかなり弱いものになります。

国内的に実施される措置に関する上記3類型とあわせて、さらに「既存のスタンダードの改定」があります。移転価格に関する問題と、恒久的施設の定義の見直しがこれに当たります。解説文を読んで非常に興味深い点は、こちらでも引用していますが、「OECDと国連のモデル租税条約第9条に基づく規定に対する共通の理

解と解釈を反映した一連のガイダンスの合意がなされた」となっている点です。

冒頭に触れたように、OECDで移転価格に関するガイドラインをつくってきましたが、それに対して国連では移転価格マニュアルを作成し、新興国の主張を含めた独自の主張が多く盛り込まれていました。今回 BEPS プロジェクトで提示されたガイダンスは、この両モデル租税条約の9条に関する共通の理解と解釈を反映していると宣言しているわけです。

また、恒久的施設の定義の見直しは、すでに内容をご存じかと思います。解説文から引用すると次の通りです。

「コミッション（委託販売）形態や、事業活動の細分化を通じ、税務上のつながり（ネクサス）を不適切に回避するために使われる手法に対処するべく、恒久的施設の定義の見直しも合意された。…、報告書で提案された変更に伴う恒久的施設に帰属する利益に関する追加のガイダンスを提供するためのフォローアップ作業が実施される。行動7報告書に伴う変更を、モデル改定を通じてモデル租税条約第7条に盛り込んでいくフォローアップ作業も2016年中に必要となる。」

### ・受け入れられなかった概念

スライドの6枚目では、今回 BEPS プロジェクトによって採用されなかった概念も注目に値すると思い、幾つか取り上げています。

1つ目は行動1に関する概念です。現時点ではデジタル経済をターゲットとした特定の行動を勧告する状況にはなっていないので、行動1に基づく対応は特に勧告されていません。先ほど触れた、源泉地国の課税権を強調する国々が議論に参加したという文脈で申しますと、「重要な経済上の存在（significant economic presence）」があればネクサスを認める、すなわち源泉地国としての課税権を認めるという主張が強くなされている旨が伝えられていましたが<sup>36</sup>、それを採用するには至りませんでした。これは



現時点での均衡点を知る上で、興味深いポイントではないかと思います。

BEPS パッケージの中では、「経済活動の場」というキーワードによって源泉地国の課税権を正当化する議論が非常に強調されていましたが、それにもやはり限界があります。重要な経済上の存在という、かなり大きな飛躍については、現時点では受け入れられていないということです。

また、行動8から10の移転価格に関して、討議草案段階では、関連者取引が「非関連者間取引決めにおける基礎的な経済的属性 (the fundamental economic attributes of arrangements between unrelated parties)」を欠く場合に否認し得ると書かれていました。これは従来移転価格ガイドラインで採用されていた商業合理性基準よりも広いもので、否認を使いやすくするための改定を考えていると説明されていたかと思っています。

しかしながら、これは、独立企業原則に関する参加国の理解の相違を浮き彫りにするものであったと評価できるかと思っています。討議草案段階では、基礎的な経済的属性を欠く取引を否認できるという形で示されましたが、公開に前後して、アメリカの当局者が講演等でその内容を強く批判しています<sup>7</sup>。アメリカの当局が理解する独立企業原則からすれば、前述のような考

え方は、独立当事者間であれば成立しないような関連者取引を広く否認することに通じる、危険なものとして映ったようです。

独立企業原則の理解として、独立企業間であれば存在しない取引であれば、それをグループ企業に認める必要はないという考え方もあり得るところ、伝統的にアメリカ当局はそういった考え方は採用してこなかったのです。OECD加盟国の中でも、独立企業原則の理解が異なり、特にこういった原理的な場面で、両者の対立が現れてくることがわかりました。

具体的なところでは、例えばキャッシュボックスに帰属する利益を決定する際に、独立企業であればそのような取引（十分な機能を有していない企業に対する重要な無形資産の移転）は行われないはずだと考える国々は、そもそもキャッシュボックスに帰属する利益をゼロだと考えます。しかしアメリカの目からすれば、お金を出している以上、リスクフリーリターンは取れます。そのような議論が行われたと伝えられていました<sup>8</sup>。

最終的には、基礎的な経済的属性を欠く場合の否認は引込まれて、前の商業合理性の基準に戻りました<sup>9</sup>。この意味では、アメリカ当局が考えてきた独立企業原則の理念を侵食するような決定は行われなかったと認識しています。

<sup>6</sup> See, e.g., David D. Stewart, *OECD Members Divided on Digital Economy Matters*, 74 Tax Notes Int'l 398 (May 5, 2014)

<sup>7</sup> See, e.g., Margaret Burow, *OECD Wants Non-Consensus in Risk, Recharacterization Draft to Spur Comment*, 2014 WTD 239-4 (Dec. 11, 2014) ; David D. Stewart, *ABA Meeting : U.S. Troubled by Aspects of OECD Risk Draft*, 2015 WTD 21-4 (Jan. 30, 2015).

<sup>8</sup> David D. Stewart, *BEPS Debate in 2015 Will Be on Reallocation of Cash Box Returns*, 2014 WTD 185-2 (Sep. 23, 2014) ; Molly Moses, *Latest from the U.S. on Five of the OECD BEPS Action Items*, Bloomberg BNA Transfer Pricing Report <<http://www.bna.com/latest-us-five-b17179890511>>.

<sup>9</sup> 緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」フィナンシャル・レビュー126号212頁(2016年)は、「現行ルールと執行を根こそぎ変更し、あらゆる局面における移転価格税制の在り方を根本的に変更してしまう可能性のある(と捉えられた)アプローチには、強い批判と不安が寄せられることになった」と説明している。

## ・ BEPS 行動の前提として容認された制度

次いで、やや曖昧な表現ですが、BEPS 行動を具体化する中で、各国が既に個別に持っているさまざまな租税回避対抗策について、条約との関係を明らかにすることが随所で行われています。例えば、出国時課税については租税条約との関係を整理すると、モデル租税条約のコメントリーに記述が追加されることになっています（行動6最終報告書パラ66）。

また、今回、行動6の内容として主要目的テストが1つの選択肢として提示されています。日本でも話題になっている一般的否認規定について、国内法上の濫用防止規定と租税条約との関係を整理する文脈の中で、そういった考え方と合致するものであるとの記述が、コメントリーに追加されます（同報告書パラ55）。また、行動12の義務的開示制度の報告書を見ると、義務的開示とGAARとは、コンプライアンスという観点からは相互に補完的であるといった記述もあります（行動12最終報告書パラ35）。

このように、各国が既に導入している国内法上の措置はなるべく尊重しようという考えがBEPSパッケージの中で見受けられますが、一方でこの姿勢が、租税回避対抗策という説明によってBEPS行動から逸脱する行動を正当化する余地を生み出してしまっているように見えるのが皮肉なところではないかと思います。

例えばイギリスやオーストラリアは、いわゆる迂回利益税を導入しています。英国は法人税とは違う税という形で構成した上で、租税回避に対する制裁という説明をしているかと思います。オーストラリアについては、一般的否認規定に追加する形で国際的な租税回避対抗策を導入しています。BEPSパッケージが、国内法上の租税回避措置を基本的には是認した上でそれに乗っかっているがために、逆にBEPS行動からの乖離を正当化する可能性を持つてしまうのではないかと、個人的に危惧しています。

## ・ BEPS 実施に向けた取り組み

ここは既に皆さまご案内のところですから、簡単に申し上げます。BEPS 行動を決定したからといって、それが即座に全てのルールを書き換えるわけではありません。実施主体は主権国家ですので、各国がそれぞれのプロセスを経て国内法化する必要があります。

また、モデル租税条約やコメントリー、TPガイドラインについてはOECDの機関決定を経て改定できますが、実際の租税条約をそのとおりに書き換えていく作業のためには、主権国家による交渉及び批准という手続きを経る必要があります。

条約の改定については行動15で対応するということで、既に多国間協定の交渉のためのグループの立ち上げが行われています。16年末までに結論を得ることになっています。

国内法制化については、主権国家に対するソフトローを通じた働き掛けなので、モニタリング、ピアレビューを通じてプレッシャーを掛けていくしかありません。一定の行動では相互主義を組み込むことによって未実施の国が不利益をこうむる状態が生じるかもしれませんが、基本的にはピアレビューを通じて実施を促していくにすぎません。

これも先ほどの解説文によると、モニタリングが重要であることが非常に強調されています。

「モニタリングは、BEPS 勧告を実施するために各国が実施してきたことを報告する形式での、特にミニマム・スタンダードについての遵守状況の評価からなる。いかなる国・地域も不公平な競争優位を得ることがないように、全ての国・地域によるコミットメントの実施が確保されることによって競争条件の平準化を確立する観点から、モニタリングは各行動別に定義され適合される相互審査（ピア・レビュー）を含むものとなる。」

これにつきましては、前述の通り、BEPS implementation forum が形成されます。そこでは透明性と情報交換に関するグローバルフォーラ

ムをモデルとして、各国が実施した内容をそのフォーラムに報告し、それに対してピアレビューが行われ、ソフトな形での働き掛けを行うことになっています。

また、今回 BEPS パッケージの中では実質主義に踏み込む、或いはこれまでとは違う考え方を盛り込んだ部分が多くあります。各国の当局が情報交換或いはベストプラクティスの共有等を通じて実施の統一を目指していくことが重要です。次のように、税務行政フォーラムが実施に当たって重要な役割を果たすことも強調されています。

「これに加え、BEPS 勧告の実務上の実施方法に関するより良い理解は、政府間の誤解や紛争を減らすことになるだろう。したがって、実施状況と税務行政に大きな焦点を当てることは、政府と企業双方にとって有益なものであり、この点において、税務行政フォーラム(Forum on Tax Administration)が重要な役割を果たす。」

## 4. BEPS プロジェクトの評価

以上を踏まえ、スライドの9枚目で、BEPS プロジェクトに対してこういった見方ができるのではないかとという視点を幾つか示しています。

### ・租税競争への影響

1つは、多国籍企業と国家との関わりです。まず租税競争に BEPS プロジェクトがどのように影響するか。従来 BEPS が政治的な話題として取り上げられる際には、多国籍企業の行き過ぎた租税回避に荷担している国がある点も指摘されました。例えばアイルランドやルクセンブルクのように、BEPS リスクに対して脆弱性を持っている国が存在するという批判がありました。また、特定の国が多国籍企業に示したタックスルールリングが国家補助金 (state

aid) に該当するのではないかという観点から、EU の競争当局による調査も行われてきました。

今回 BEPS 行動5では、パテントボックスについて、修正ネクスアスアプローチに基づき、研究開発に係る支出と当該無形資産に起因する所得との間の連結を要求する形で規制が図られることになりました。さらに、行動5では、特定の納税者に対して有利な取り扱いをするタックスルールリングについては、義務的な情報交換の対象とすることになりました。

このように、特定の企業に有利なアレンジメントを用意することによって税負担を軽減する道がふさがれたので、今後は真正面から税率を引き下げて多国籍企業を誘致する租税競争がますます激しくなるのではないかと思います<sup>10</sup>。

例えばアイルランドは既に法人税率12.5%という非常に低い税率ですが、隣のイギリスがパテントボックスを導入し、パテントボックス所得については10%の税率が適用されることになって、逆転されました。これに対して、アイルランドも、ナレッジ・ディベロップメント・ボックスを導入します。本来税率である12.5%の半分の6.25%の税率を適用することを表明しています。また、つい最近も、ルクセンブルクが、大企業については法人税率を21%で設定しているところを、段階的に18%まで引き下げることを表明しています。

このように、BEPS プロジェクトの実施は、特に欧州を中心とする税率引き下げ競争に、もう1段階車を掛ける要因になるのではないかと思います。

### ・租税回避と脱税の境界

2つ目に、租税回避と脱税の境界が、BEPS プロジェクトの進行の中で曖昧になってきた面があります。政治的な場面で多国籍企業が非難の対象になる際は、租税回避と脱税があまり区

<sup>10</sup> Daniel A. Witt, *The New Political Economy of Taxation*, 80 Tax Notes Int'l 759 (Nov. 04, 2015).

別されないという現実がありました。

スターバックスや Google, Apple といった多国籍企業が議会に呼ばれて、証言を求められれば、当然彼らは法的に正しい税額を納付していると答えますが、政治家及びその背後にいる国民はそれでは納得しないということです。

このように、租税回避か脱税かがあまり区別されず、政治的なやり玉に上げられる状況は、企業のレピュテーションリスクを高めることになるので、BEPS 行動そのものと別に、多国籍企業の租税戦略に今後影響を与える可能性があります。

例としては、Amazon は従来 PE が存在していないので、英国等で支店を認識し、支店利益を計上する必要はなかったのですが、BEPS 行動7が実装される前に、今後は支店利益を計上することを表明しました。それから、先ほどの青山先生のご紹介でもありましたが、Google が、PE 認定をめぐる係争についてイギリスの HMRC と和解したことも、例として挙げられるかもしれません。

また、コーポレートガバナンスの議論との関係も指摘することができると思います。OECD の税務長官会議は、かねてから協力的コンプライアンスを強調しています。他にも G20・OECD のコーポレートガバナンス原則を見ると、経営陣が租税戦略をちゃんと監視していることが必要だと言及されているように、コーポレートガバナンスの中で税務戦略をどのように取り上げるかという問題が出てきています。

最後に、透明性の要請強化と書いています。今回行動13によって、多国籍企業は国別報告書を本店所在地の当局に提出し、各国で共有されることになりました。それは当然、課税当局の手元に情報がとどめ置かれることが前提です。ところが、開発等に関わっている NGO は、そのような機密は多国籍企業に対して甘いものだと評価しています。NGO は多国籍企業が途上国から「搾取」しないように、国別報告書を公表するように求める動きを強めています。

特にヨーロッパでは、イギリスの FTSE100 社のうち25社は、既に国別報告書を公表しています。自主的に公表しているものもありますし、資源採集企業或いは金融業、銀行など、既に EU 指令の下で公表が義務付けられている会社も存在しています。しかし、そういった義務付けがなくても、自主的に国別報告書を公表している企業がそれだけあるという状況です。

また、最近の報道では、EU が、EU 域内での活動分について国別報告書の公開を求める立法提案を4月に行うといわれています。かねてからユンケル欧州委員会委員長は国別報告書の公表に積極的だといわれていますし、イギリスも公の発言として国別報告書の公開に前向きです。EU を中心に国別報告書の公表を求める動きが強まるのではないかと考えています。

#### ・情報取得の増大

3点目として、今回の BEPS パッケージが導入されることによって、課税庁から見ると、取得できる情報が大きく増大することになっています。

これは BEPS と並んで進められている、共通報告基準（Common Reporting Standard）に基づく金融口座情報の共有でも同じことがいえるわけです。課税当局が情報を収集し、そしてそれを当局間で共有する量が爆発的に増えることが予想されます。これは他方から見ると、企業の税務コンプライアンスの負担が大きく増えることを意味しているわけです。単純に考えれば、それに対応して企業内における税務部門の役割がより大きくなるのが、1つ影響として考えられます。

青山先生のご報告の中でも、税務の専門家の役割が今後どうなるかが話題に出ていました。企業のコンプライアンス負担という観点からすると、まずはインハウスの負担は増えそうです。

もう1つは、情報共有に関連した問題です。他国の当局に情報が渡されるので、その情報の機密が守られるかという懸念が出てきます。こ



れは最後に触れる、誰が納税者の声を代表するかという点と関係しています。現在は条約に基づく情報交換ですから、相手国において情報の機密が守られなければ、情報交換を停止することが制度上可能になっています。もっとも、その判断は情報を提供する課税当局が行うところ、情報の主体である私人がどのように関与していくのかは難しい問題ではないかと思います。機密性がどのように確保されるか、確保されていることをどのように確認するのかといったレビューも含めて、重大な問題が存在しているように思います。

#### ・新たな理念の行方

4点目です。国際課税の既存のルールで、特に移転価格の関係で申しますと、今回の BEPS パッケージでは、「経済活動と価値創造が生じた場所で課税するという現代の国際課税の枠組み (modern international tax framework) の基礎を築いていく」ことが強調されました。

従来の資本輸出中立性 (capital export neutrality, CEN) に基づく議論を考えると、資本に対しては居住地国課税のみを行うことが望ましいという結論が導かれてきたわけですが、今回経済活動の場での課税を認める形で、源泉地国の課税を基礎付けるキーワードが提供されたことを指摘できます。

また価値創造については、無形資産の開発等の貢献が非常にわかりやすいのですが、その他にもリスクコントロールのように事業機会を取るかどうか、或いはリスクをどのようにハンドリングするかという問題に関する意思決定が重要視されることになります。これは、人的資本を蓄積してきている先進国に有利な状況をつくり出すように思われます<sup>11</sup>。その一方で、源泉地国課税強化の方向に向いているように思われる経

済活動の場というキーワードと、人的資本が存在している、すなわち究極の親会社が存在している国への課税権配分を促すように思われる価値創造というキーワードが、並べて使われているところに少々違和感があります。今後はこのキーワードを使って移転価格税制における議論が行われていくことになると思いますが、両者の関係がどのような形で整理されていくのかは非常に気になるところです。

今回の BEPS の行動 8 から 10 で、実際の取引の描写に当たっては従来よりも実質を重視することになっています。例えば、これまで無形資産に関しては、法的所有者を重視するのか経済的所有を重視するのかといった議論が一部ありました。今回は実際の取引の描写の結果として、無形資産の開発等を行った者に対しては対価を支払うことが必要だという説明を取ることになりました。

結果として、従来の法的所有者と経済的所有者という対立は肩透かしを食らうわけですが、実質を重視したため、納税者は短期的に指針がない状態に置かれるといえるのではないのでしょうか。とはいえ、先行する AOA について考えると、それは PE 課税において移転価格の考え方を導入し、整理するのが 1 つの原則であったかと思います。これとの連続性を考えた場合、そこで実現した内容 (経済的実質の重視) が、また移転価格の世界に還流してきたといえるのかもしれない。

否認についても、先ほど申し上げたようにアメリカとヨーロッパの国との対立がありました。独立企業間の価格の問題 (ミスプライシング) と否認の問題をどのように区別するかは、多分国或いは裁判所によって判断が分かれてくるかと思います。移転価格税制・独立企業原則をめぐることは、しばらく曖昧な状態が続くと考えら

<sup>11</sup> Romero J. S. Tavares and Jeffrey Owens, *Human Capital in Value Creation and Post-BEPS Tax Policy: An Outlook*, 69(10) Bull. Intl. Taxn. 590 (2015).

れます。

今回は BRICs 諸国を含めて、G20という枠組みで国際課税の議論が進められたわけですが、果たしてこの枠組みが今後どのように維持されていくのか、或いは変化するか、中長期的な関心を持っています。今回 BEPS パッケージ自体は G20によって支持されて、それがエンドースされる形で、ソフトローではあるものの、G20のメンバーに対して一定の規範性を有しているといえます。

そして今回インクルーシブフレームワークを提示する、すなわち G20以外の国々に対しても BEPS implementation forum の参加を呼び掛けました。また、その他の試みを見ても、今回決定された BEPS パッケージを G20以外の世界にどのように広げていくかが、1つの課題とされています。

これは非常に興味深い取り組みです。先ほど、ソフトローであるからには議論に参加している国々の同意が重要である、すなわちそのメンバーのコンセンサスが必須だと申し上げました。今後の課題として、G20以外の国々もその枠組みの中に取り込んでいくわけですが、その際に BEPS パッケージの規範性をどのように基礎付けていくのかという点に興味を持っています。

従来であれば、議論に参加して、そこに同意したから国内法で実施するという1つの筋がありました。しかしそうではなく、ここで提示されているルールはいいもので、受容が利益になるものだから受け入れてくださいというロジックで、成果物の質が高いことを根拠としてメンバー以外の国々に働き掛けていくことになると予想されます。今回 G20を中心として議論が行われたこと自体は非常に画期的ですが、そこで決まった内容を外に働き掛けていくことをどの

ように評価していくかが、1つ面白いと思っています。

BEPS パッケージ自体は、従来の国際課税の枠組みをそれほど修正するものではありません。しかしながら、IMF や開発系の NGO では、より抜本的な改革を求める意見が強くあります。定式配分法に基づいて途上国にも納税者の操作の余地がない税源配分を求めるものであり、BEPS パッケージが不十分だという意見もあります<sup>12</sup>。

先ほど申し上げたように、議論に参加したメンバーに規範性を主張することは何ら問題ないと思われますが、それを外に広げる場合は、抜本的な改革を求める意見との間でどちらのクオリティが高いのかを勝負していかなければなりません。今回のインクルーシブフレームワークは、決め方自体も面白かったわけですが、その広がりにも注目すべきです。

最後に、先ほど情報に関する機密性の問題がありましたが、一連のプロセスの中で納税者の声がどのように代弁されるのか、どのようにインプットが生かされるのかが課題でなかったかと思います。もちろん多国籍企業を中心として、OECD のパブリックコンサルテーションにコメントを出しています。また、開発系の NGO が同じようにコメントを出しています。当事者と、それに敵対的な集団がそれぞれコメントを出す形でバランスが取れているのかもしれませんが、その結果として見落とされてしまっている論点も存在するのではないかと思います。

先ほど、ソフトロー形成に当たって、規制の影響を受ける主体からのインプットを求めることによって、ソフトローの手続的正当性を高める可能性に触れました。そういう視点からは、現在パブリックコンサルテーションに対してコ

<sup>12</sup> See, e.g., Christine Lagarde, *Revenue Mobilization and International Taxation: Key Ingredients of 21st-Century Economies* (Feb. 22, 2016) <<http://www.imf.org/external/np/speeches/2016/022216.htm>>; William Davison, *Poor Nations Push for UN Body to Cut Company Tax Avoidance*, Bloomberg (July 14, 2015)

メントを出している納税者が規制対象をカバーしているか、或いは納税者以外の団体等（例えば NGO）の声がルール形成に反映されることが果たして適切なのかを、もう少し考える必要があると思います。

以上です。

## 質疑応答

（Q1） 大変有益なお話をありがとうございました。7ページの最後の部分がよく理解できなかったの、もう一度お話しいただきたいと思います。

「租税回避対抗措置という説明により BEPS 行動からの乖離を正当化する余地を生み出している」、その例としてイギリスとオーストラリアが挙がっています。イギリスは、今度法人税法以外に作った Google タックスのことをおっしゃっているのではないかと思います、BEPS 行動からの乖離という意味が理解しにくかったので。

（吉村） イギリスの迂回利益税をどう評価するかは、難しい問題だと思います。

例えば、行動3の議論を思い出してみます。親会社と現地のローカルな会社の間に中間会社を挟み、中間会社にロイヤリティや利子等の対価を支払うことによって中間会社に利益をため込むことにどのように対抗するかが、行動3で議論されていたかと思います。

対処の仕方としては、親会社側で責任を持つか、ローカルな源泉地国側で責任を持つかの2つがあったと思います。行動8-10の討議草案における特別措置オプションにも源泉地国による対応の可能性が示されていましたが、行動3の議論の1つの選択として、源泉地国側が中間会社に対する利益剥奪は行わないことは合意さ

れていたと思います。まずは、親会社側で CFC 税制をつくって対処する方向が望ましいと考えています。

迂回利益税は、PE 回避型と、ロイヤリティ等の支払によるはぎ取り型の2つをターゲットにしています。はぎ取り側に関しては、源機械的なルールによる源泉地国側からの対抗が問題なのではないかと考えています<sup>13</sup>。

（Q2） 大局的から見たお話で、非常に参考になります。

BEPS の中で、日本の意見が反映されたものがあると思います。例えば租税条約で、LOB と主要目的テストの関係で、混合型を日本が強く提言し、それが1つのオプションとして採用されたと聞いています。

BEPS の一連の議論に、日本の国税や政府がどのように関与してきたと評価できるのか、或いは評価されているのかを聞かせていただければと思います。

（吉村） 日本の立場としては、経済界を中心に BEPS 問題に「巻き込まれてしまった」という意識が非常に強かったと思います。アメリカ系企業とヨーロッパとの利害対立に起因したプロジェクトに関わることによって、日本企業が追加的な負担をしなければいけなくなりました。これはフェアではないと感じる方が多かったと聞いています。

日本の課税当局は、これが国際的なルールセッティングの場として非常に重要なものと認識し、議長を出していたこともあります、早くから積極的に関わっていたと評価しています。

冒頭で触れたように、アメリカとヨーロッパとの利害対立もありましたし、これまで新興国は外にいましたが、中に入って議論しました。ここで示されるルールが基準となって、途上

<sup>13</sup> PE 回避型（行動7との関係）については、緒方・前掲注(9)222頁参照。

国・新興国に対してどう臨んでいくかを決定する場でもありました。そういった意味では、今回さまざまな場面で日本の主張が通ったと思われる記述があるのは、非常に望ましいことではないかと思います。

例えば行動13で国別報告書の共有方式が条約方式に決まったのも、日本の経済界が中心に抱いていた強い懸念が、アメリカなどにも共有された結果だと思っています。最後に触れたように、納税者側の利益は、こういう局面ではなかなか反映されにくい面があると思います。間接的な形ではありますが、条約方式で納税者の利益が守られる方向に決まったところでも評価できると思います。

(Q3) コンフィデンシャリティについてです。日本は、国税庁は国会から求められても、個人或いは企業の情報は開示しないという方針だと思いますが、アメリカは立法のために必要な場合は提出を求めることになっています。恐らく委員会限りで、委員は外に漏らしてはならないことになっているのでしょう。

アメリカとの場合はどうなるのでしょうか。例えばコンフィデンシャリティについては、相互主義のような考え方が取られつつあるのでしょうか。アメリカよりも自由な国があるかもしれませんが、相互主義的な考え方が取られるのかどうかについてお考えをお聞かせいただければと思います。

(吉村) その点については既に増井先生が、CRSに先だって論考を書かれています<sup>14</sup>。国内よりも保護が落ちる国に移転することに関しては、もっと気を使うべきではないかと指摘されています。

今アメリカの例を出されましたが、国際的な

議論の流れとしては、最近では情報を提供した先で税以外の目的にも利用することを認める方向に移ってきています。金融犯罪や汚職対策のため、当局間で積極的に情報を共有し、国際犯罪に対処していくという方向で動いています。もう少し射程を広く持って見なくてはいけない問題だと思います。

日本の当局は、行った先で転用することに対しては現在消極的な態度を取っていると認識しています。日本でも、国境を越えて出て行く情報をどう保護するか、ようやく個人情報保護法の分野で議論が始まっています。税もその文脈で議論してくれればと、個人的に思っています。プライバシー保護或いは情報の保護の観点から、整合的な議論ができればと考えています。

(Q4) 経済活動と価値創造が生じた場所での課税で質問させていただきます。私は長らく移転価格をやっていたので、これは移転価格のテクニカルな分野だと思っていたのですが、いつの間にか基本理念みたいな、BEPS全体の結論のように格上げされています。最後の半年間のスピード感と概念化に驚いているところがあります。

経済活動で源泉地国の立場をプロテクトし、価値創造で先進国の立場という深遠な意味を私は初めて知りました。移転価格の特徴として経済実質的なものを見るのは、他の税制よりはあったと思います。それが少し広がりを持ってきたのかということです。

もう1つは、バリューチェーン分析をマスターファイルで求めているので、納税者が自分のバリューチェーンを分析し、政府から言われる前に適正な配分をしましようという意味もここに働いているのかと思ったのです。

その辺を総合的に見て、もう少しご説明して

<sup>14</sup> 増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究30巻4号253頁(2011年)。



いただけるとありがたいです。

(吉村) 経済活動の場が源泉地国課税で、価値創造が人的要素というのは、私が勝手に考えているところです。ご承知のようにBEPSの最終報告書の中で、どのようなワーディングで両者が使われているかについては、少しばらつきがあると感じています。

行動8から10の場面では、基本的にバリュークリエイションの方が前面に出ています。他の場面に行くと、お決まりのように2つを並べて、エコノミーアクティビティとバリュークリエイションと一致するように税制を整備していくと記述されています。移転価格税制以外の場面ではこの2つはセットなので、つねに対立しているわけではなさそうです。

今教えていただいた点は、大変ありがたく思います。移転価格に関して経済活動と価値創造

がいわれるのは自然な流れですが、解説文を読んでいると、「現代の国際課税の枠組み」とまで書かれていたので驚きました。

BEPSの議論の報道を見ると、価値創造といっても、先進国は企業内に蓄積されたさまざまな無形資産が貢献していると考えがちですが、逆の見方をしている国も当然存在します。市場の特性や、現地の労働市場が多国籍企業の富の源泉になっているという考え方もあります。

つまり、価値創造は先進国側が引っ張る理念だという見方は、あくまで私の見方です。今後どうなるかは、まさに議論の当事者たちがこのキーワードをどのように使っていくかで決まると思います。私はこの2つは対立する面があるのではないかと考えていますが、議論の転がり方ではうまくまとまるかもしれません。現時点では、私の手に負えない問題だと思っています。

